

京都北都信用金庫（以下「当金庫」という。）は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策を経営上の最重要課題の一つと位置づけ、金庫全体の態勢整備に取り組んで参ります。

このため、当金庫では以下の措置を講じます。

1. （リスク評価）

リスクベース・アプローチの考え方に基づき、国内法令等のほか、国家公安委員会、FATF（金融行動作業部会）等が発出する文書等にも留意の上、自らが直面しているマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

リスクの特定・評価および低減措置については、定期的にその有効性を検証し、必要に応じて見直しを行います。

2. （取引時確認および顧客管理措置）

関係法令に基づいた取引時確認を実施し、適切な顧客管理を行うとともに、反社会的勢力を含む不適切な顧客との取引関係の排除に努めます。

3. （取引モニタリング、顧客フィルタリングおよび疑わしい取引の届出）

取引時確認および取引モニタリングでの異常検知、顧客フィルタリング、本部および営業部店からの報告等により疑わしい取引に該当すると判断した場合には、当局に対して直ちに疑わしい取引の届出をいたします。

4. （経済制裁および資産凍結）

国内外の規制等に基づき、制裁対象者との取引関係の排除、資産凍結等の措置を適切に実施いたします。

5. （役職員の研修）

指導および研修を通じて役職員のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に対する知識・理解を深め、その役割に応じた専門性・適合性を有するように努めます。

6. （継続的な改善）

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に係る態勢の有効性について、定期的な点検を行い、その結果を踏まえて継続的な態勢の改善に努めます。

以上

（附則）

この方針は、平成30年 9月18日より実施する。

令和 3年 5月31日 改正